

## 厚生教育常任委員会視察研修報告

当委員会は、令和元年11月6日、7日の2日間を利用して、千葉県柏市の「児童虐待及びいじめ防止条例について」及び「柏市の虐待の対応状況」並びに「いじめ防止対策アプリの導入について」、明治学院大学の学長で社会学部教授の松原康雄先生を訪問し、「児童虐待の予防から再発に向けて」についての視察研修を、委員会メンバー全員と、当局から申し出のあった教育部長、子育て応援課参事が同行し、実施しました。

今回の視察は、児童虐待やいじめなどにより未来のある尊い命が失われていく現状において、「子供を取り巻く環境の現状と課題」をまずは把握することが重要と考え、当委員会の所管事務調査のテーマとしたことから実施したものであります。

一日目、柏市役所内において、「児童虐待及びいじめ防止条例について」及び「柏市の虐待の対応状況」並びに「いじめ防止対策アプリの導入について」の説明を受けました。

まず、条例制定に至った経過について、平成23年5月に柏市内で発生した児童虐待による幼児の死亡事案、及び、滋賀県大津市等における「いじめ」を背景とした生徒の自殺事案等を踏まえ、柏市における児童虐待防止対策、いじめ防止対策の強化を図る観点から、平成25年に、柏市議会の教育民生常任委員会が中心となり、委員会提案により制定されたとのことでした。児童虐待については市長部局、いじめは教育委員会の所管となるため、執行部が提案した場合は、恐らくその2本がそれぞれに制定された条例になったであろうが、議会が取り組んだことで1本にまとめることができたといわれているとのことでした。

条例の内容・特色としては、公民の連携により、暴力の連鎖を抑止することを目指すとともに、市と教育委員会が綿密に連携し、対策を推進していく観点から、児童虐待・いじめの2つの課題に対応する内容となっている。また、条例の規定により、毎年6月市議会において、前年度の実施した取組に関して、「児童虐待及びいじめ防止対策実施状況」の報告を行っている。

条例制定後の状況については、平成26年度に家庭児童相談システムを導入、ペアレントトレーニングの実施をしているとのことでした。また、職員体制の強化ということで、平成23年度は非管理職が4人であった正職員を段階的に増員し、今年度は8人となっている。この正職員は、以前は、一般行政職の職員もケースワークに当たっていたが、全て、保健師・社会福祉士・心理職の専門職で、体制を整えている。しかし、専門職の採用が最近であるため、職員の経験が浅いことが、人生経験も含めたケースワークを行わなければならない児童虐待業務独特の難しさにおいて、課題となっている。

非常勤の家庭児童相談員は、平成23年度は4人であったが、今年度6人に増えている。

平成27年度からは、家庭児童相談員とは別に、社会福祉士、精神保健福祉士の2人の初期相談対応職員を配置し、関係機関からの連絡や保護者からの電話相談などを受け、振り分けを行っている。

平成29年度からは、家庭児童相談スーパーバイザーとして、県の児童相談所の所長OBに、月3回、事例に関しての指導を受けている。

また、近隣自治体の助産院や市内の産婦人科に「産後ケア事業」を委託し、母親の心身のケアや育児サポートを実施している。

以上のように、条例制定後、少しずつではあるが、事業等を推進してきたとの説明がありました。

このほか、柏市の児童虐待に係る対応状況として、職員の配置状況、柏市の虐待の状況、虐待の要因・最近の特徴・困難事例、ケースの情報共有、支援検討の会議、虐待防止のための事業、親に対する支援策、職員のスキルアップについて説明がありましたが、詳細は省略いたします。

引き続き、「いじめ防止対策アプリの導入」について、説明を受けました。

柏市の小学校は42校、中学校は21校、約3万2千人の児童生徒数となっている。このうち、いじめの認知件数は、平成30年度で3,785件であり、いじめの認知件数は年々増えてきている。これは、滋賀県大津市の事案が起きてから、児童虐待及びいじめ防止条例を制定し、これを踏まえ、平成26年に柏市において、いじめ防止基本方針を定め、些細なこともいじめと捉えてきた結果である。いじめ「0」を目指すのではなく、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが大切である。いじめを苦に、自ら尊い命を絶つことのないよう、未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを行っている。具体的に、子供たち自身にいじめについて考える機会を設ける手段として、柏市教育委員会、千葉大学、アプリを提供する民間企業による産官学連携による事業を開発した。アプリが注目されているが、教育委員会としては、映像教材をもとに、いじめを許容しない雰囲気醸成する、子供たちがいじめについて考える、議論する授業を大切にしている。このように、授業といじめ相談アプリをセットにして、子供たちがいじめについて考えさせているというのが柏市の取り組みである。これまでも、いじめ相談窓口として、電話相談やメール相談を行ってきたが、利用件数は低く、メール相談にいたっては、平成30年度は1件であった。アプリの相談件数は、平成30年度は165件あった。内容は、いじめに限らず、教員の指導に関すること、家族間の悩みなどもある。相談の従事者は5人で、このうち4人が教員の

経験者である。残りの1人は、教員以外の視点も大切であるとの考えから学校心理士を加えている。対応時間は、基本的には平日の昼間としているが、24時間対応できる体制をとり、緊急性があるものは即時対応を行っている。

この事業の成果として、学校と教育委員会が綿密に連携して、いじめの解決に向けて取り組むことができること、約半数の教員が10年未満の経験である中、事態が悪化する前に、学校と教育委員会が連携し対応にあたることができている。また、これまで誰にも相談できなかつた子供たちの悩みを吸い上げることができている。さらに、ネットいじめの抑止にも効果を上げている実感がある。今後の課題として、相談を受けた際の対応において、学校だけでは対応が難しい案件もあり、関係機関との連携は重要である。さらに、相談員の確保が、量と質を含めて必要である。

以上の説明ののち、アプリの具体的な使用方法について、実際の事例をもとに説明がりましたが、詳細は省略いたします。

委員から、スマートフォンを所有していないとアプリが利用できないなど不利ではないかとの質問に、スマートフォンだけでなく、タブレットやパソコンでも使えるようになってきている。また、いじめ防止アプリに対して予算をつけるのではなく、いじめについて考えさせる授業について予算化し、アプリは無償で提供となっている、との回答でした。

二日目、明治学院大学において「児童虐待の予防から再発防止に向けて」と題して、同大学の松原康雄学長のお話をうかがうことができました。松原先生は、児童福祉論を研究されており、近年では、「子育て支援から子供の虐待対応・支援へ」について、研究課題とされています。また、厚生労働省社会保障審議会児童部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の委員長を務められたほか、東京都や神奈川県などの児童福祉審議会委員の経験もある方です。

視察当日において、福岡県でエアガンによる虐待の報道がされた。

昨年度は、約16万件の児童虐待が報告されている。しかし、これは表面上の数字であり、これに含まれていない虐待があり、正確な数字はわからない。把握している件数からすると、虐待の相談件数は少なく、この日に報道された事件についても虐待として報告されていないものである。親のしつけに対して、行政や警察が介入してくることに反発する親がいる。このように潜在している虐待があり、特に、心理的虐待については、例えば、夫婦喧嘩の目撃なども虐待として扱われる。

このような児童虐待の現状についてのほか、発生の予防から再発防止のサイクル、児童相談所の役割と市町村、児童福祉法改正の意義と課題などの説明を受けました。

さらに、「児童虐待の発生要因は、生活にゆとりがなく、課題解決に対するストレスが、家族内で最も弱者である子供への虐待に向かいがちである。対策としては、近隣の支援、家族の支援が大切である。虐待を発見するには、これらの支援が有るか無いかを注視する必要がある。また、2016年以降の児童福祉法の改正を生かすためには、在宅支援を基盤において施策の策定と実施が必要である。この在宅支援のメニューは増えているが、高齢者と比べると少ない。メニューの選択肢を増やすこと、ワンストップサービスが必要である。これがあってこそ、家族が安心して子供を育てていくことができる。さらに、このことが虐待の発生予防と再発防止にもなる。これができるのは基礎自治体だけである。どこの自治体においても在宅支援が行われるようにならなければならない。」と力説しておりました。

委員から、虐待した親自身が、虐待された経験があったり、精神的な病があったりする割合は把握されているか、との質問があり、確かな数字は不明であるが一定数はいる。病気と認定されていないケースもある。世代間連鎖については証明されていないとの回答をいただきました。また、別の委員から、「しつけ」と「虐待」の線引きについて質問があり、スポーツではコーチングという研究が進んでいる。子育ての分野では、親子関係を育てるペアレンティングのノウハウが蓄積されつつあるが、まだ実施するところが少ない。今後、すそのを広げていく必要があるとの回答をいただきました。

ほかにも、いくつか質問がありましたが、報告は省略いたします。

2日間の視察研修で、児童虐待について、こども家庭総合支援拠点には、専門職の正規職員を配置するほか、職員へのアドバイザーとして外部の有識者を採用することも有効ではないかと感じました。また、児童相談所と市の家庭児童相談担当の情報共有に隔たりがないような取り組みが必要であると感じました。

いじめ防止対策については、子どもたちが安心して悩みを相談できる環境づくりが大切であり、その一つの手段として、スマートフォンを利用したアプリの導入について、たいへん参考になりました。

また、毎年、議会に対して行う児童虐待、いじめ等に関する状況報告についても、たいへん参考になる事例でした。

なお、関連資料は議会事務局に保管してありますのでご覧いただきたいと思います。

以上で、厚生教育常任委員会の報告を終了します。